

酒々井町 LoGo フォーム利用規約（申請者向け）

第1条 目的

本規約は、株式会社トラストバンクが運営する汎用型電子申請システム「LoGo フォーム（以下「本システム」という。）」を利用して、酒々井町（以下「町」という。）の申請・届出等の手続をオンラインで行うために必要な事項について定めるものです。

第2条 利用規約の同意

本システムを利用するためには、必ず本規約及び「LoGo フォームシステム利用規約（一般ユーザー）（以下「一般規約」という。）」を確認し、同意する必要があります。これらの規約に同意することができない場合は、本システムを利用することはできません。なお、本システムを利用した場合は、これらの規約に同意したものとみなします。

第3条 禁止行為

本システムの利用に当たっては、一般規約第7条に掲げるもののほか、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現が含まれる文章又は画像等を送信する行為
- (2) 営業、宣伝、広告、勧誘その他営利を目的とする行為（町が認めたものを除く。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、第三者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他町が予定している利用目的と異なる目的で本システムを利用する行為
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害する行為
- (4) 町の業務及び第三者の利用を故意に妨害する行為
- (5) 前各号に準じる行為又はこれらを誘発する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町が不適切と判断する行為

第4条 禁止事項に対する防御措置

町は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、本システムの停止等必要な措置を講ずることができるものとします。

第5条 本システム利用における使用可能文字

本システムで使用可能な文字は、JIS規格第一水準・第二水準のみです。使用できない文字は、使用可能な文字やひらがな等で入力してください。

第6条 本システム利用可能時間及び審査時間

- 1 本システムの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、機器メンテナンス等により、利用者に予告なく本システムの利用を停止する場合があります。
- 2 当該手続の審査等に係る事務処理については、審査等担当者の勤務時間内に行うものとします。

第7条 サービス利用の停止

町は、利用者に対し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、本システムの利用を停止又は制限することができるものとします。

- (1) 本システムを本規約に反する目的で使用し、又は使用しようとした場合
- (2) 不正アクセス、ウイルスの送付等本システムを公序良俗に反する目的で使用し、又は使用しようとした場合
- (3) 天災、事変その他の非常事態の発生又は本システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- (4) 本システムの利用が著しく集中した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本システムの運用において支障を及ぼし、又は支障を及ぼす恐れがある場合

第9条 免責事項

町は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。また、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限等により発生した本システム利用者の損害及び本システム利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

第10条 個人情報の保護

町は、本システムにより利用者から取得した個人情報については、本来の目的以外に利用又は提供せず、個人情報保護方針に基づいた保護及び適正管理を行います。

第11条 問合せ窓口

本システムの利用に関する問合せは、次のとおりとします。ただし、手続の内容に関する問合せは、手続の担当部署に連絡してください。

- (1) 問合せ窓口：酒々井町総務課情報推進班
- (2) 問合せ方法：ホームページ内のお問い合わせフォームからご連絡ください。
- (3) 問合せフォーム URL：https://www.town.shisui.chiba.jp/inquiry/1a_soumu/2/

第12条 利用規約の改訂

町は、本規約について、適宜見直しを行い、利用者への事前通知を行うことなく改訂することがあります。

改訂した場合は、本ホームページにおいてお知らせします。

第13条 準拠法・裁判管轄

- 1 本規約の解釈、適用に当たっては、日本国の国内法を準拠法とします。
- 2 本システムの利用に当たり、町と利用者との間で生じた紛争については、相互で誠実に解決に努めることとします。
- 3 前項により解決が図られず、司法の判断を求める場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、必要な手続を行うこととします。

附 則

本規約は、令和6年 6月 1日から施行します。